

建設キャリアアップシステム(CCUS)の技能者登録の必要書類案内

この度は、弊社の代行登録をご利用いただきありがとうございます。

ご登録に必要な書類は下記の通りとなります。次頁以降の各書類に必要事項をご記入の上、各種証明書類と共に、ご提出ください。

ご提出方法は、東邦社員へ手渡しいただくか、下記宛先に郵送またはメールにてお送りください。

	書類名	要提出
技能者登録用	CCUS 技能者登録の確認事項 記入シート (計 2 枚)	○
	CCUS 技能者申請書類 (計 4 枚 : 登録申請書・システム利用同意書・個人情報同意書・技能者の所属に関する証明書)	○
	技能者登録申請書類チェックリスト (チェック済のリストと 証明書類 をご提出ください)	○

※上記各書類は申請する技能者毎に必要

証明書類の見本については、建設キャリアアップシステム HP (<https://ccus/jp>) の [各種資料] > [登録関係資料] > [証明書類見本一覧技能者編](#) を参照ください。

資料をご準備いただく際、ご不明な内容がございましたら、下記宛先にご連絡ください。

■お問い合わせ先・書類ご提出先

東邦電気産業株式会社

事業支援グループ CCUS 担当

〒604-8872 京都府京都市中京区壬生御所ノ内町 32

TEL : 075-811-7131 FAX : 075-811-3645

Mail : ccus@toho-denki.co.jp

【CCUS 技能者登録の確認事項】選択肢のある項目は該当するものに丸を付けてください。

氏名	セイ		メイ	
	姓		名	
メールアドレス				
カード送付先	〒			
電話番号				
以下、Buildee 作業員情報上にご登録いただければ記入不要です。				
属性	会社員 ・ 個人事業主 ・ 一人親方			
所属会社名				
雇用形態	事業主 ・ 常時雇用 ・ 臨時雇用			
職種				
現住所	〒			
生年月日	(西暦) 年 月 日			
性別	男性 ・ 女性 ・ その他			
血液型	A ・ B ・ O ・ AB ・ 不明 / + ・ -			
健康診断受診日				
血圧	上 / 下			
既往症 (診断書不要)	高血圧 ・ 低血圧 ・ 狭心症 ・ 糖尿病 ・ 難聴 ・ 夜盲症 ・ 馬鞭式創傷綜合症 ・ 腰痛 ・ 熱中症 ・ その他()			
特殊健康診断 受診日 該当する場合は 受診日を記入し てください。	じん肺	年	月	日
	石綿	年	月	日
	振動病	年	月	日
	有機溶剤	年	月	日
	電離	年	月	日
	四アルキル鉛	年	月	日
	高気圧業務 歯科	年	月	日

緊急連絡先				
氏名	セイ		メイ	
	姓		名	
電話番号				
住所	〒			
続柄				
社会保険・退職金共済制度				
健康保険	加入有 ・ 加入無 ・ 適用除外(コード:)			
年金保険	加入有(国民・厚生) ・ 加入無 ・ 適用除外(コード:)			
雇用保険	加入有 ・ 加入無 ・ 適用除外(コード:)			
建退協	加入有 ・ 加入無			
中退共	加入有 ・ 加入無			

※適用除外理由コードについて※

各社会保険が適用除外に該当する場合は、理由を下表ご参照のうえご記入ください。

ご自身の社会保険加入状況についてのご不明点は所属会社へお問い合わせください。

① 健康保険の適用除外理由一覧

001	けんぽ適用除外承認済	002	5人未満個人事業所	003	常用以外の時短労働者
004	日雇い労働者	005	臨時労働者	006	季節的業務
007	巡業・興業	008	臨時的事業	009	個人事業主と家族従事者
010	後期高齢者医療対象者	011	生活保護受給者		

② 年金保険の適用除外理由一覧

021	5人未満個人事業所	022	常用以外の時短労働者	023	日雇い労働者
024	臨時労働者	025	季節的業務	026	巡業・興業
027	臨時的事業	028	個人事業主と家族従業員	029	70歳以上被用者

③ 雇用保険の適用除外理由一覧

031	65歳以上	032	週20時間未満	033	日雇い・短期労働者
034	臨時労働者	035	季節労働者	036	学生

技 新規

建設キャリアアップシステム 技能者情報 登録申請書

代行申請同意書 ※技能者本人の代行で申請する場合はご記入ください

①代行申請 事業者名	フリガナ		
②事業者 ID			
③代行申請 事業者所在地	フリガナ		都 道 府 県
④代表者名	フリガナ	名	
	姓	名 (印)	
⑤問い合わせ 対応ご担当者	フリガナ	名	
	姓	名	
⑥電話番号	-	⑦FAX番号	-
⑧メールアドレス			

※申請者の所属する事業者が代行申請する場合も、上記欄にご記入ください。

⑨複数の事業者を経由して代行申請する場合は、以下に経由する事業者名を明記し、
 経由する各事業者は確認後、押印欄に押印してください。

経由 No.	事業者名／部署名	押印欄
1	フリガナ	
	電話番号	
2	フリガナ	
	電話番号	
3	フリガナ	
	電話番号	

※4社以上を経由して依頼する場合は、本同意書をもう一枚コピーしてご記入ください。

所属事業者名

所属事業者所在地

所属事業者代表者 (印)

上記のとおり、代行申請に同意します。

申請者(技能者本人)

(印) 署名日 年 月 日

建設キャリアアップシステム利用規約同意書

※ 申込者全員必須

建設キャリアアップシステムへの利用申し込みには、「建設キャリアアップシステム利用規約」に同意いただく必要があります。また、本財団は本システムに登録いただいた登録ユーザーの個人情報の取り扱いについて下記のように定め、個人情報の保護に関する法律その他の関係する法令ならびに本財団規程などを遵守し、個人情報を適法かつ適正に取り扱います。

建設キャリアアップシステム個人情報保護方針

■建設キャリアアップシステムにおける個人情報の取り扱いについて（別紙）（抜粋）

1 利用目的について

- (1) 技能者が技能や経験に応じた適切な評価を受け、処遇の改善に結びつくよう、技能者、その所属事業者、元請等の事業者が協力して、「技能者基本情報」（別表 1 に列挙する個人情報をいう。以下同じ。）と「技能者就業履歴情報」（別表 2 に列挙する個人情報をいう。以下同じ。）を以下のように本システムにおいて登録、蓄積及び最新の情報に更新するため。
 - (1)-1. 技能者基本情報を、技能者（又は技能者の委託を受けた所属事業者、事業者団体等）が本システムにおいて登録及び更新する。
 - (1)-2. 技能者就業履歴情報を、技能者の所属事業者、元請等の事業者、技能者が本システムにおいて登録、蓄積及び更新する。
 - (1)-3. 技能者就業履歴情報を構成する「事業者情報」（別表 3 に列挙する個人情報をいう。以下同じ。）、「現場・契約情報」（別表 4 に列挙する個人情報をいう。以下同じ。）を、技能者の所属事業者、元請等の事業者が本システムにおいて登録及び更新する。
 - (1)-4. 技能者就業履歴情報、技能者基本情報、事業者情報及び現場・契約情報を、本財団が認定する民間入退場管理システム、安全管理システム等と連携（共同利用）して本システムにおいて登録、蓄積及び更新する。
- (2) (1) より登録及び蓄積された技能者基本情報、技能者就業履歴情報、事業者情報及び現場・契約情報を利用して、登録ユーザーが優れた技能者及びその所属する事業者を適切に把握及び評価するため。また、今後整備される技能者の技能評価及び事業者の施工能力評価の仕組みと連携して、技能者の雇用の安定や処遇を改善するため。
 - (2)-1. 登録ユーザー間で技能者基本情報、技能者就業履歴情報、事業者情報及び現場・契約情報を共有する（共同利用）。ただし、技能者が所属する事業者以外の事業者については、技能者基本情報や技能者就業履歴情報のうち、技能者本人又はその所属事業者が共有の同意をしていない内容を除く。
 - (2)-2. 技能者基本情報や技能者就業履歴情報のうち、技能者本人及びその所属事業者の同意している項目について、技能者の技能評価及び事業者の施工能力評価の仕組みの運営主体に対して、必要な範囲で提供する。
- (3) (1) より登録及び蓄積された技能者基本情報、技能者就業履歴情報、事業者情報及び現場・契約情報を利用して、より正確かつ効率的に、技能者が入場中、稼働中の現場において元請、上位下請事業者が工事現場の安全衛生の確保、社会保険の加入確認、建設業退職金共済制度における共済証紙の適切な交付ができるようにし、現場の適切な管理と実務の効率化、工事品質の向上につなげるため。
 - (3)-1. 技能者基本情報、技能者就業履歴情報、事業者情報及び現場・契約情報について、必要な範囲で、現場の元請、上位下請事業者及び技能者の所属事業者で共有する（共同利用）。
 - (3)-2. 技能者基本情報、技能者就業履歴情報、事業者情報及び現場・契約情報について、本システムと本財団が認定する民間入退場管理システム、安全管理システム等と連携（共同利用）する。
- (4) 登録手続、連絡、本人確認、事業者の特定その他本システムの適正かつ円滑な運用を確保するため。
- (5) 本システムの推進及び関係者に対する広報活動並びに本システムの改善に必要な調査のため。
- (6) 建設産業における課題などの調査・分析のため。

2 個人情報の共同利用について

- (1) 趣旨
利用目的(1)から(3)までと同じ
- (2) 共同利用する個人データの項目
 - ①「技能者基本情報」
 - ②「技能者就業履歴情報」
 - ③「事業者情報」
 - ④「現場・契約情報」
 ただし、利用目的(2)-1 に関しては、技能者が所属する事業者以外の事業者については、技能者基本情報や技能者就業履歴情報のうち、技能者本人又はその所属事業者が共有の同意をしていない内容を除く。
- (3) 共同利用する者の範囲と利用目的
 - ①建設工事業務遂行のため、当該建設工事業務に従事し、又は従事しようとする技能者本人に関する技能者基本情報及び技能者就業履歴情報の全部若しくは一部を保有し、又は保有しようとしている、民間入退場管理システム、安全管理システム等（本システムと連携する条件を満たすものとして本財団が認定したものに限る）の利用事業者及び運営事業者（利用目的(1)-4 及び(3)-2）
 - ②本システムの登録ユーザー（利用目的(2)-1 及び(3)-1）。ただし、利用目的(3)-1 については、技能者が入場し、又はした現場の元請、上位下請事業者及び技能者の所属事業者に限る。
- (4) 当該個人データの管理について責任を有する者
 - ①建設キャリアアップシステム 担当部長
 - ②本財団が認定する民間システム

■建設キャリアアップシステム利用規約について（抜粋）

利用の解除

1. 本財団は、登録ユーザーが、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、事前に通知又は催告することなく、当該登録ユーザーについて本サービスの利用を一時的に停止し、若しくは登録ユーザーとしての登録を抹消、若しくはサービス利用契約を解除することができます。
 - (1) 本規約のいずれかの条項に違反した場合
 - (2) 登録事業者にあつては支払停止又は支払不能となり、若しくは破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始若しくはこれらに類する手続の開始の申立てがあった場合
 - (3) 12ヶ月以上本サービスの利用がない場合
 - (4) 本財団からの問いあわせその他の回答を求める連絡に対して 14 日間以上応答がない場合
 - (5) 第 5 条第 4 項各号に該当する場合
 - (6) その他、適切なシステム運用の観点から本財団が本サービスの利用、登録ユーザーとしての登録、又はサービス利用契約の継続を適当でないと判断した場合
2. 前項各号のいずれかの事由に該当した場合、登録ユーザーは、本財団に対して負っている債務について当然に期限の利益を失い、直ちに本財団に対して全ての債務の支払いを行わなければなりません。
3. 本財団は、本条に基づき本財団が行った行為により登録ユーザーに生じた損害について責任を負いません。

詳細については、本財団ホームページに掲載している「建設キャリアアップシステム個人情報保護方針」をお読みください。なお、「建設キャリアアップシステム利用規約」については、登録申請書手引にも掲載しております。

上記に記載の他、本財団ホームページに記載されている建設キャリアアップシステム利用規約の内容を確認し、これに同意します。

上記に記載の他、本財団ホームページに記載されている建設キャリアアップシステム利用規約の内容を確認し、左記の者が申請することに同意します。

※申請者が未成年者の場合は、法定代理人の署名または記名押印が必須となります。

法定代理人（ 親権者 後見人 保佐人 補助人 その他）

署名または記名押印

署名または記名押印

署名または記名押印日 年 月 日

署名または記名押印日 年 月 日

建設キャリアアップシステム個人情報取り扱い同意書

※ 申込者全員必須

建設キャリアアップシステムへの利用申し込みには、「建設キャリアアップシステム利用規約」に同意いただく必要があります。また、本財団は本システムに登録いただいた登録ユーザーの個人情報の取り扱いについて下記のように定め、個人情報の保護に関する法律その他の関係する法令ならびに本財団規程などを遵守し、個人情報を適法かつ適正に取り扱います。

■個人情報の取り扱いについて（抜粋）

1 利用目的について

- 技能者が技能や経験に応じた適切な評価を受け、処遇の改善に結びつくよう、技能者、その所属事業者、元請等の事業者が協力して、「技能者基本情報」（建設キャリアアップシステム個人情報保護方針（<http://www.kensetsu-kikin.or.jp/ccus/profile/p-policy>）の別表1に列挙する個人情報という。以下同じ。）と「技能者就業履歴情報」（本財団個人情報保護方針の別表2に列挙する個人情報という。以下同じ。）を以下のように本システムにおいて登録、蓄積及び最新の情報に更新するため。
 - 1-1. 技能者基本情報を、技能者（又は技能者の委託を受けた所属事業者、事業者団体等）が本システムにおいて登録及び更新する。
 - 1-2. 技能者就業履歴情報を、技能者の所属事業者、元請等の事業者、技能者が本システムにおいて登録、蓄積及び更新する。
 - 1-3. 技能者就業履歴情報を構成する「事業者情報」（本財団個人情報保護方針の別表3に列挙する個人情報という。以下同じ。）、「現場・契約情報」（本財団個人情報保護方針の別表4に列挙する個人情報という。以下同じ。）を、技能者の所属事業者、元請等の事業者が本システムにおいて登録及び更新する。
 - 1-4. 技能者就業履歴情報、技能者基本情報、事業者情報及び現場・契約情報を、本財団が認定する民間入退場管理システム、安全管理システム等と連携（共同利用）して本システムにおいて登録、蓄積及び更新する。
- 1により登録及び蓄積された技能者基本情報、技能者就業履歴情報、事業者情報及び現場・契約情報を活用して、登録ユーザーが優れた技能者及びその所属する事業者を適切に把握及び評価するため。また、今後整備される技能者の技能評価及び事業者の施工能力評価の仕組みと連携して、技能者の雇用の安定や処遇を改善するため。
 - 2-1. 登録ユーザー間で技能者基本情報、技能者就業履歴情報、事業者情報及び現場・契約情報を共有する（共同利用）。ただし、技能者が所属する事業者以外の事業者については、技能者基本情報や技能者就業履歴情報のうち、技能者本人又はその所属事業者が共有の同意をしていない内容を除く。
 - 2-2. 技能者基本情報や技能者就業履歴情報のうち、技能者本人及びその所属事業者の同意している項目について、技能者の技能評価及び事業者の施工能力評価の仕組みの運営主体に対して、必要な範囲で提供する。
- 1により登録及び蓄積された技能者基本情報、技能者就業履歴情報、事業者情報及び現場・契約情報を活用して、より正確かつ効率的に、技能者が入場中、稼働中の現場において元請、上位下請事業者が工事現場の安全衛生の確保、社会保険の加入確認、建設業退職金共済制度における共済証紙の適切な交付ができるようにし、現場の適切な管理と実務の効率化、工物品質の向上につなげるため
 - 3-1. 技能者基本情報、技能者就業履歴情報、事業者情報及び現場・契約情報について、必要な範囲で、現場の元請、上位下請事業者及び技能者の所属事業者で共有する（共同利用）。
 - 3-2. 技能者基本情報、技能者就業履歴情報、事業者情報及び現場・契約情報について、本システムと本財団が認定する民間入退場管理システム、安全管理システム等と連携（共同利用）する。

4. 登録手続、連絡、本人確認、事業者の特定その他本システムの適正かつ円滑な運用を確保するため。
5. 本システムの推進及び関係者に対する広報活動並びに本システムの改善に必要な調査のため。
6. 建設産業における課題などの調査・分析のため。

2 個人情報の共同利用について

1. 趣旨
利用目的1から3までと同じ
2. 共同利用する個人データの項目
 - ①「技能者基本情報」
 - ②「技能者就業履歴情報」
 - ③「事業者情報」
 - ④「現場・契約情報」
 ただし、利用目的2-1に関しては、技能者が所属する事業者以外の事業者については、技能者基本情報や技能者就業履歴情報のうち、技能者本人又はその所属事業者が共有の同意をしていない内容を除く。
3. 共同利用する者の範囲と利用目的
 - ①建設工事業務遂行のため、当該建設工事業務に従事し、又は従事しようとする技能者本人に関する技能者基本情報及び技能者就業履歴情報の全部若しくは一部を保有し、又は保有しようとしている、民間入退場管理システム、安全管理システム等（本システムと連携する条件を満たすものとして本財団が認定したものに限定）の利用事業者及び運営事業者（利用目的1-4及び3-2）
 - ②本システムの登録ユーザー（利用目的2-1及び3-1）。ただし、利用目的3-1については、技能者が入場し、又はした現場の元請、上位下請事業者及び技能者の所属事業者に限る。
4. 当該個人データの管理について責任を有する者
 - ①建設キャリアアップシステム 担当部長
 - ②本財団が認定する民間システム ※認定システム名を別記

3 個人情報の第三者提供について

本財団は、以下のいずれかに該当する場合を除き登録ユーザーの個人情報を第三者に提供しないものとする。

- ①登録ユーザーから事前に同意を得た場合
- ②法令に基づき提供を求められた場合
- ③人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合であって、登録ユーザーの同意を得ることが困難である場合
- ④公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、登録ユーザーの同意を得ることが困難である場合
- ⑤国又は地方公共団体などが法令の定める事務を実施するうえで、協力する必要がある場合であって、登録ユーザーの同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
- ⑥利用目的の達成に必要な範囲内において外部委託した場合
- ⑦「2 個人情報の共同利用について」の共同利用者の範囲に掲げる者に提供する場合

詳細については、本財団ホームページに掲載している「個人情報保護方針」、「建設キャリアアップシステムにおける個人情報の取り扱いについて（利用目的）」、「共同利用について」「個人情報の第三者提供について」をお読みください。

上記に記載の他、本財団ホームページに記載されている建設キャリアアップシステム個人情報保護方針等の内容を確認し、これに同意します。

本人署名または記名押印

署名または記名押印日 年 月 日

上記に記載の他、本財団ホームページに記載されている建設キャリアアップシステム個人情報保護方針等の内容を確認し、左記の者が申請することに同意します。

※申請者が未成年者の場合は、法定代理人の署名または記名押印が必須となります。

法定代理人（ 親権者 後見人 保佐人 補助人 その他）

本人署名または記名押印

署名または記名押印日 年 月 日

技能者ID申請書類チェックリスト

①必須提出	チェック
代行申請同意書	<input type="checkbox"/>
システム利用規約同意書	<input type="checkbox"/>
個人情報取扱同意書	<input type="checkbox"/>
顔写真 ※ <u>Buildee顔写真登録済みの方</u> そちらの写真使用でよろしければ今回の提出は不要です	Buildeeの 顔写真を使用 <input type="checkbox"/>
②本人確認書類	
いずれか1点 ・マイナンバーカードの表面 ・運転免許証 または いずれか2点 ・パスポート+現住所が確認できる書類1点 例) 住民票・年金定期便・特別永住者証明書・在留カード等	<input type="checkbox"/>
以下、Buildee作業員情報上にご登録いただければ提出不要です。 「①必須提出」・「②本人確認書類」のみご提出ください	
③社会保険加入証明書	
所属先： <u>法人</u> ・ <u>常用従業員5人以上</u> の個人事業所	
健康保険証	<input type="checkbox"/>
厚生年金等加入証明書または 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬月額決定通知	<input type="checkbox"/>
雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(被保険者通知用)	<input type="checkbox"/>
所属先： <u>常用従業員5人未満</u> の個人事業所	
雇用保険被保険者資格取得等確認通知書※該当者のみ	<input type="checkbox"/>
一人親方	
提出不要	
④外国籍証明書類※該当者のみ	
いずれか1点 ・在留カード ・特別永住者証明書 ・住民票(国籍・在留資格・在留期間明記)	<input type="checkbox"/>
⑤資格等証明書※該当者のみ	
・登録基幹技能者証明書類 ・保有資格証明書類 ・研修受講証明書類 ・表彰証明書類	<input type="checkbox"/>

※可能であれば画像データ(JPEG)でのご提出をお願いいたします。